

## 習志野市議会議長

田中 真太郎 殿

## 市議会への市民の参加制度の検討を求める陳情

## (陳情項目)

市議会に市民が直接参加して議案や審議に対する意見や発言等ができる機会を設けるよう市民の議会参加制度の検討を求めるべく陳情します。

## (陳情の趣旨)

議会に市民が参加できる制度としては、請願、陳情、意見書、パブリックコメント等々がありますが、習志野市議会に於いては市民が市議会に参加して意見などを述べるという機会が制度としてはありません。議長や委員長などの裁量により、請願者や陳情者などを市議会に呼び発言することは出来ませんが、過去に例があったものの昨今では見当たらないのが現状です。

市民を議会に呼ぶ必要性についての考えの主なものとしては、地方議会は民意の代表機関であり議会を構成する議員は市民が代表を選ぶ選挙で選ばれたものという考えがあらうと思われます。議員がそれぞれの支持してくれた市民を代表しているので改めて市民の議会への参加は必要がないという考えであるとも思われます。

しかしながら各議員は地方自治全体を代表する立場に立つのであれば、自らに投票した有権者のみならず、自らの支持母体を超えた幅広い様々な市民の意見を聞く必要があるとも考えられます。それには議会における議員間の討論のみならず、市民との討論を通じてより良い政策が形成されてゆくこともあるのではないのでしょうか。特に市民の意見・意向が分かれていると思われる場合はなおさらなのではないのでしょうか。

全国の議会の一部では市民参加を進めている議会も出てきました。

愛知県名古屋市議会では「市民 3 分間議会演説制度」が実施され、各委員会 7 人が発言する機会を与えられています。

栃木県大田原市では「市民 5 分間演説」の実施により、自分の意見を自由に発言することができます。

茨城県取手市議会では議会基本条例による「演説(発言)制度」により、傍聴人からも発言の申し出があった場合、必要かつ適当と認められたときはその発言が許可されます。また請願者、陳情者から発言の申し出があった場合は特別の理由がない限りは提案者の意見を聞く機会を設けなくてはならないこととなっています。

北海道十勝総合振興局の音更町議会では議会活性化の一環として「議場で一言」2～3分間自由テーマで事前の申し込みなしで10名程度が本会議の一般質問終了後発言できます。

愛知県犬山市議会では、「市民フリースピーチ制度」が施行され、各定例会に1回実施されています。犬山市政に関することについて1人5分以内7名(人数が多い場合は抽選)の発言が許されています。

上記以外にも採用している議会はあらうかと思えますし、これからも増えて行くことも予想されます。これらは議会基本条例による制度化や会議規則などの修正によりに実施することは可能と考えられます。

貴議会においては現在、「議会改革検討協議会での検討事項」の中で議会基本条例の制定が検討されています。その中で議会基本条例は、「議会及び議員の活動原則や、議会運営、議会と市民・行政の関係、議会の機能強化などの基本的事項を定め、多様化した市民意識に適切に対応し、市民福祉の向上と市勢の発展に寄与することを目的として制定するものです」とされています。

このような動向と併せて、議会基本条例の検討の中、若しくは会議規則の修正の中に於いて「市議会への市民の参加制度」についても検討いただきたく陳情いたします。

(ご参考までに取手市議会の議会基本条例の該当部分を記載します)。

### 第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願(請願の例により処理する陳情を含む。以下「請願等」という。)を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)における当該請願等に係る質疑が終結するまでの間に請願等の提出者から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において提出者の代表の意見を聴く機会を設けなければならない。

4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、請願等の提出者は、自らが提出した請願等について傍聴人として発言することはできない。

2018年5月25日

習志野市香澄 2-1-6

川辺 俊一

